

## 平成 30 年第 1 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

### 議案

#### 議案第 27 号

##### 佐伯市行政組織条例の一部改正について

平成 30 年度の組織改編に伴い、地方自治法第 158 条第 1 項後段の規定により市長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について定めた「佐伯市行政組織条例」を改めるとともに、関係条例において引用する部課の名称を改めようとするものである。

＜主な改正の内容＞

- (1) 裾野の広い経済効果をもたらす観光振興を本市の重点施策に置き、観光業から観光産業への進展を図るため、市長部局に「観光ブランド推進部」を新設する（第 1 条関係）。
- (2) 上記（1）の改正に伴い、観光ブランド推進部の事務分掌を次のとおりとする（改正後の第 2 条第 4 号関係）。
  - ① 観光に関すること。
  - ② ブランドの推進に関すること。
  - ③ ふるさと納税に関すること。
  - ④ 文化・スポーツツーリズムの推進に関すること。※ この改正に伴い、観光ブランド推進部に観光課、ブランド推進課及び文化・スポーツツーリズム推進課を置くこととする（議決後に佐伯市行政組織規則の改正を予定）。
- (3) 本市の政策等を市内外へ広報する機能を強化し、及び全職員により全庁的に人権・同和対策に取り組むため、総務部の事務分掌に「秘書、表彰、広報及び人権・同和対策」に関する事務を追加する（第 2 条第 1 号関係）。  
※ この改正に伴い、総務部に秘書広報課を新設し、同部公聴広報課を廃止し、及び福祉保健部人権・同和対策課を総務部に移管することとする（議決後に佐伯市行政組織規則の改正を予定）。
- (4) 上記（3）の改正に伴い、総合政策部の事務分掌（現在の秘書政策課の事務分掌）のうち「秘書及び表彰」に関する事務を削除する（第 2 条第 2 号関係）。
- (5) 上記（2）の改正に伴い、地域振興部の事務分掌（観光課の事務分掌）のうち「観光」に関する事務を削除する（第 2 条第 3 号関係）。
- (6) 上記（3）の改正に伴い、市民生活部の事務分掌（市民課の事務分掌）に「公聴」に関する事務を追加する（改正後の第 2 条第 5 号関係）。
- (7) 上記（3）の改正に伴い、福祉保健部の事務分掌（現在の人権・同和対策課の事務分掌）のうち「人権・同和対策」に関する事務を削除する（改正後の第 2 条第 6 号関係）。
- (8) 生産者と地方卸売市場との連携を強化し、農林水産物の流通を促進するため、

農林水産部の事務分掌に「地方卸売市場」に関する事務を追加する（改正後の第2条第8号関係）。

- (9) 上記(1)から(8)までの組織改編に係る改正に伴い、関係条例において引用する部課の名称を改める（附則第2項から第6項まで）。

(担当課：総務課)

### 議案第28号

#### 佐伯市職員の給与に関する条例及び佐伯市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

国及び他の地方公共団体における職員の住居手当の支給状況等に鑑み、自宅に係る住居手当を廃止しようとするものである。

自宅に係る職員の住居手当について、平成30年度から、次の表のとおり段階的に廃止する（第1条、第2条及び附則第2項関係）。

(単位：円)

| 手当の種類                 | 現行<br>(月額) | 30年度  | 31年度  | 32年度  | 33年度  | 34年度  | 35年度 |
|-----------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 住居を新築<br>又は購入した<br>場合 | 4,500      | 4,000 | 3,500 | 3,000 | 2,500 | 2,000 | 0    |
| 上記以外                  | 2,500      | 2,400 | 2,300 | 2,200 | 2,100 | 2,000 | 0    |

※ 「住居を新築又は購入した場合」の住居手当は、6年を経過するまでの間に限る。

(担当課：総務課)

### 議案第29号

#### 佐伯市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

国家公務員の退職手当支給額の引下げ措置に鑑み、職員の退職手当の額の引下げを行う措置を講じようとするものである。

平成30年度以後に退職する一般職の職員の退職手当について、官民均衡を図るために条例上設けられている「調整率」を、「100分の87」から「100分の83.7」に引き下げる（第1条及び第2条関係）。

(担当課：総務課)

### 議案第30号

#### 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

国及び他の地方公共団体における期末手当の支給状況等に鑑み、市議会議員、市長、副市長及び教育長の当該手当に係る支給月数を引き上げようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

- ① 市議会議員の12月に支給する期末手当の支給月数について、平成29年12月1日に遡り、現在の支給月数(1.55月分)から0.35月分引き上げ、1.90月分とする(第1条関係)。
- ② 市議会議員の平成30年6月以降に支給する期末手当の支給月数について、次の表のとおり改定する(第2条関係)。

【期末手当の支給月数】

| 支給区分 | 改定前<br>(A) | 改定後<br>(B) | 改定月数<br>(B)-(A) |
|------|------------|------------|-----------------|
| 6月期  | 1.400月     | 1.575月     | 0.175月          |
| 12月期 | 1.900月     | 1.725月     | △0.175月         |
| 計    | 3.300月     | 3.300月     | 0.000月          |

(2) 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、上記(1)の市議会議員の期末手当に係る支給月数の改定と同様の改定を行う(第3条及び第4条関係)。

(担当課：総務課)

## 議案第31号

### 佐伯市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正について

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づき、「公益財団法人大分県自治人材育成センター」に本市の職員を派遣するに当たり、派遣先団体に同法人を追加しようとするものである。

「公益財団法人大分県自治人材育成センター」は、大分県内における自治体職員の人材育成に関する事業を行い、自治体職員の資質の向上及び公務能率の向上を図ることにより地方自治の振興を促進し、もって住民福祉の増進と地域の発展に寄与することを目的として、平成26年1月に設立された法人である。

本市の職員研修の一環として当該法人に職員を派遣し、当該法人における質の高い研修を継続的に実施するための業務を援助する等の実務を行うことは、本市の職員の資質の向上等を図るために効果的であることから、市長が職員を派遣することができる団体に当該法人を追加する。

(担当課：総務課)

## 議案第 32 号

### 佐伯市手数料条例の一部改正について

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による建築基準法並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び介護保険法の一部改正に伴い、建設関係手数料及び消防関係手数料の一部を改め、並びに福祉関係手数料を新たに追加し、その他条文の整理をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

#### (1) 建築関係手数料の改正

都市計画法に規定する用途地域に新たに「田園住居地域」が創設されることに伴い、改正後の建築基準法第 48 条第 8 項ただし書の規定に基づく当該田園住居地域における建築等許可申請に係る 1 件当たりの手数料について、その他の用途地域における手数料と同額の 180,000 円とする（別表第 4 関係）。

※ 「田園住居地域」とは、「農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域」をいう（改正後の都市計画法第 9 条第 8 項）。

#### (2) 消防関係手数料の改正

消防法に基づく次の表に掲げる事務に係る手数料について、人件費単価又は物価水準の変動に伴い、その標準額が改定されたため、本市の消防関係手数料の額を当該標準額と同額に改める（別表第 6 関係）。

(単位：円)

| 事 務 名                                                           | 改正前の<br>手数料の額 | 改正後の<br>手数料の額 |
|-----------------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査<br>準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る審査 | 530,000       | 570,000       |
| 同 特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査<br>貯蔵最大数量1,000kl以上5,000kl未満          | 830,000       | 880,000       |
| 同 貯蔵最大数5,000kl以上10,000kl未満                                      | 1,010,000     | 1,070,000     |
| 同 貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満                                    | 1,120,000     | 1,200,000     |
| 同 貯蔵最大数量50,000kl以上100,000kl未満                                   | 1,420,000     | 1,520,000     |
| 同 貯蔵最大数量100,000kl以上200,000kl未満                                  | 1,660,000     | 1,780,000     |
| 同 貯蔵最大数量200,000kl以上300,000kl未満                                  | 3,880,000     | 4,070,000     |
| 同 貯蔵最大数量300,000kl以上400,000kl未満                                  | 5,100,000     | 5,340,000     |
| 同 貯蔵最大数量400,000kl以上                                             | 6,290,000     | 6,490,000     |
| 同 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査                | 1,130,000     | 1,180,000     |

|                                                                                                   |            |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|
| 貯蔵最大数量1,000kl以上5,000kl未満                                                                          |            |            |
| 同 貯蔵最大数量5,000kl以上10,000kl未満                                                                       | 1,340,000  | 1,410,000  |
| 同 貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満                                                                      | 1,500,000  | 1,580,000  |
| 同 貯蔵最大数量50,000kl以上100,000kl未満                                                                     | 1,830,000  | 1,940,000  |
| 同 貯蔵最大数量100,000kl以上200,000kl未満                                                                    | 2,140,000  | 2,260,000  |
| 同 貯蔵最大数量200,000kl以上300,000kl未満                                                                    | 4,350,000  | 4,550,000  |
| 同 貯蔵最大数量300,000kl以上400,000kl未満                                                                    | 5,570,000  | 5,820,000  |
| 同 貯蔵最大数量400,000kl以上                                                                               | 6,770,000  | 7,070,000  |
| 同 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査<br>貯蔵最大数量400,000kl未満                                             | 5,750,000  | 5,930,000  |
| 同 貯蔵最大数量400,000kl以上500,000kl未満                                                                    | 7,250,000  | 7,470,000  |
| 同 貯蔵最大数量500,000kl以上                                                                               | 10,700,000 | 10,900,000 |
| 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査<br>特定屋外タンク貯蔵所の基礎・地盤検査<br>貯蔵最大数量1,000kl以上5,000kl未満 | 410,000    | 420,000    |
| 同 貯蔵最大数5,000kl以上10,000kl未満                                                                        | 540,000    | 560,000    |
| 同 貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満                                                                      | 700,000    | 730,000    |
| 同 貯蔵最大数量50,000kl以上100,000kl未満                                                                     | 920,000    | 960,000    |
| 同 貯蔵最大数量100,000kl以上200,000kl未満                                                                    | 1,040,000  | 1,090,000  |
| 同 貯蔵最大数量200,000kl以上300,000kl未満                                                                    | 1,600,000  | 1,660,000  |
| 同 貯蔵最大数量300,000kl以上400,000kl未満                                                                    | 1,820,000  | 1,900,000  |
| 同 貯蔵最大数量400,000kl以上                                                                               | 2,030,000  | 2,120,000  |
| 特定屋外タンク貯蔵所の溶接部検査<br>貯蔵最大数量1,000kl以上5,000kl未満                                                      | 490,000    | 530,000    |
| 同 貯蔵最大数5,000kl以上10,000kl未満                                                                        | 630,000    | 680,000    |
| 同 貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満                                                                      | 990,000    | 1,030,000  |
| 同 貯蔵最大数量50,000kl以上100,000kl未満                                                                     | 1,310,000  | 1,410,000  |
| 同 貯蔵最大数量100,000kl以上200,000kl未満                                                                    | 1,720,000  | 1,780,000  |
| 同 貯蔵最大数量200,000kl以上300,000kl未満                                                                    | 3,320,000  | 3,430,000  |
| 同 貯蔵最大数量300,000kl以上400,000kl未満                                                                    | 4,060,000  | 4,190,000  |
| 同 貯蔵最大数量400,000kl以上                                                                               | 4,650,000  | 4,800,000  |
| 特定屋外タンク貯蔵所の岩盤タンク検査<br>貯蔵最大数量400,000kl未満                                                           | 9,100,000  | 9,320,000  |
| 同 貯蔵最大数量400,000kl以上500,000kl未満                                                                    | 12,400,000 | 12,600,000 |
| 同 貯蔵最大数量500,000kl以上                                                                               | 17,000,000 | 17,300,000 |

|                                                                                              |           |           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査<br>特定屋外タンクの保安に関する検査<br>1,000kl以上5,000kl未満 | 310,000   | 320,000   |
| 同 貯蔵最大数5,000kl以上10,000kl未満                                                                   | 430,000   | 460,000   |
| 同 貯蔵最大数量10,000kl以上50,000kl未満                                                                 | 720,000   | 750,000   |
| 同 貯蔵最大数量50,000kl以上100,000kl未満                                                                | 960,000   | 1,020,000 |
| 同 貯蔵最大数量100,000kl以上200,000kl未満                                                               | 1,210,000 | 1,300,000 |
| 同 貯蔵最大数量200,000kl以上300,000kl未満                                                               | 2,950,000 | 3,150,000 |
| 同 貯蔵最大数量300,000kl以上400,000kl未満                                                               | 3,620,000 | 3,870,000 |
| 同 貯蔵最大数量400,000kl以上                                                                          | 4,170,000 | 4,460,000 |
| 同 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査<br>1,000kl以上400,000kl未満                                        | 2,660,000 | 2,690,000 |
| 同 400,000kl以上500,000kl未満                                                                     | 3,190,000 | 3,230,000 |
| 同 500,000kl以上                                                                                | 4,790,000 | 4,830,000 |

(3) 福祉関係手数料の追加

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」第6条の規定による介護保険法の一部改正に伴い、平成30年度から、指定居宅介護支援事業者の指定権限が大分県から移譲されることとなった。

この権限の移譲に伴い、指定居宅介護支援事業者の新規申請及び更新申請についての指定に係る事務が発生することから、これらの申請に係る1件当たりの手数料について次の表のとおり新たに定めるほか、これに併せて他の福祉関係手数料（介護保険被保険者証明手数料）についても規定（別表）の整理をする（改正後の別表第7関係）。

| 種 類               | 手数料の額<br>(1件につき) |
|-------------------|------------------|
| 介護保険被保険者証明        | 300円             |
| 指定居宅介護支援事業者指定申請   | 15,000円          |
| 指定居宅介護支援事業者指定更新申請 | 9,000円           |

(担当課：(1)については建築住宅課、  
(2)については予防課、  
(3)については高齢者福祉課)

## 議案第 33 号

### 第 2 次佐伯市総合計画の策定について

第 2 次佐伯市総合計画の策定について、地方自治法第 96 条第 2 項及び佐伯市議会基本条例第 11 条第 1 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

佐伯市総合計画は、本市の市政を推進していくための計画として、最も上位に位置づけられる計画であり、本市の総合的かつ計画的な行政を推進するための指針となるものである。

第 2 次佐伯市総合計画は、基本構想 10 年（平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）まで）と基本計画 5 年（平成 30 年度から平成 34 年度（2022 年度）まで）の 2 部で構成している。

計画の主な内容については、基本構想において本市のまちづくりの全般にわたる基本事項を明らかにすることとし、基本計画において各施策の「現状と課題」、「これからの基本方針」、「主な取組」及び「目標指標」を示している。

また、この計画においては、第 1 次佐伯市総合計画における分野別計画に加え、地域別の計画を策定することによって、各地域における振興策を具体的に示している。

（担当課：秘書政策課）

## 議案第 34 号

### 荒網代東辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条の規定により、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」こととされている。本議案は、「荒網代東辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

荒網代東辺地は、大入島の東部に位置し、市の中心部から約 7.4 km の距離にある人口 94 人、47 世帯の集落である。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間である。

今回策定する整備計画の内容は、漁業集落環境の整備（漁業集落排水施設長寿命化事業）であり、その事業費 149,000 千円の財源のうち辺地対策事業債の予定額は 37,500 千円である。

※ 上記の漁業集落環境整備事業については、荒網代東辺地及び荒網代西辺地を包括して一つの事業としているため、その事業費は、2 辺地の合計額である。

（担当課：秘書政策課）

## 議案第 35 号

### 荒網代西辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 34 号と同様に、「荒網代西辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の策定につ

いて、議会の議決を求めようとするものである。

荒網代西辺地は、大入島の東部に位置し、市の中心部から約 6.8 km の距離にある人口 107 人、54 世帯の集落である。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間である。

今回策定する整備計画の内容は、漁業集落環境の整備（漁業集落排水施設長寿命化事業）であり、その事業費 149,000 千円の財源のうち辺地対策事業債の予定額は 37,500 千円である。

※ 上記の漁業集落環境整備事業については、荒網代西辺地及び荒網代東辺地を包括して一つの事業としているため、その事業費は、2 辺地の合計額である。

（担当課：秘書政策課）

## 議案第 36 号

### 小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 34 号と同様に、「小川辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の策定について、議会の議決を求めようとするものである。

小川辺地は、佐伯市の中心部から約 17.5 km の距離にある人口 103 人、42 世帯の集落である。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間である。

今回策定する整備計画の内容は、消防機庫の建設であり、その事業費 14,300 千円の財源のうち辺地対策事業債の予定額は 14,300 千円である。

（担当課：秘書政策課）

## 議案第 37 号

### 木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。本議案は、「木浦辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の整備計画の変更の内容は、「藤河内湯一とびあ」の給水施設の整備に係る事業の追加であり、その事業費 4,364 千円の財源のうち辺地対策事業債の予定額を 4,300 千円とする。

（担当課：秘書政策課）



## 議案第 38 号

### 財産の取得について（旧大分県立佐伯豊南高等学校の建物）

人材育成施設、地域の振興施設等として活用するため、旧大分県立佐伯豊南高等学校の建物を取得することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- |     |        |                     |                                      |
|-----|--------|---------------------|--------------------------------------|
| (1) | 買収する建物 | ①鉄筋コンクリート造          | 17 棟                                 |
|     |        | ②鉄骨造                | 1 棟                                  |
|     |        | ③軽量鉄骨造              | 1 棟                                  |
|     |        | ④コンクリートブロック造        | 4 棟                                  |
|     |        | 計                   | 23 棟(床面積計 14,034.72 m <sup>2</sup> ) |
| (2) | 買収の相手方 | 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 | 大分県 知事 広瀬勝貞                          |
| (3) | 買収の方法  | 随意契約                |                                      |
| (4) | 買収予定価格 | 140,141,314 円       |                                      |

(担当課：秘書政策課)

## 議案第 39 号

### 財産の無償貸付けについて（葛港埋立地）

港湾埋立てに伴う機能補償措置として、株式会社山作に石油製品の積卸作業及び車両の通路に必要な用地を提供するため、当該用地を無償貸付けしようとするものである。

- |     |           |                                          |                    |
|-----|-----------|------------------------------------------|--------------------|
| (1) | 無償貸付けする土地 | 佐伯市葛港 12431 番 4 宅地                       | 500 m <sup>2</sup> |
| (2) | 無償貸付けの相手方 | 佐伯市葛港 17 番 3 号                           | 株式会社山作 代表取締役 山本健   |
| (3) | 貸付期間      | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで 5 年間 |                    |

(担当課：管財課)

## 議案第 40 号

### 財産の無償譲渡について（旧佐伯市市福所地区林業集会センター）

市福所区の地域振興を図るため、旧佐伯市市福所地区林業集会センター（建物）を同区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めようとするものである。

当該建物については、平成 29 年第 5 回（12 月）佐伯市議会定例会において、その廃止（議案第 139 号・佐伯市林業集会施設条例の一部改正）に係る議決を受けた後、現在、普通財産に用途変更している。

この無償譲渡に係る議決を受けたときは、当該建物を平成 30 年 3 月 31 日に市福所区に引き渡す。

(1) 無償譲渡する財産（建物）

| 名称                    | 所在                   | 家屋番号     | 構造           | 床面積                   |
|-----------------------|----------------------|----------|--------------|-----------------------|
| 旧佐伯市市福所地区<br>林業集会センター | 佐伯市大字青山<br>6723 番地 3 | 6723 番 3 | 木造瓦ぶき<br>平屋建 | 110.13 m <sup>2</sup> |

(2) 無償譲渡の相手方

佐伯市大字青山 6823 番地 3 市福所区 区長 高橋正孝

(3) 無償譲渡の目的

市福所区が、旧佐伯市市福所地区林業集会センターを同区の地域振興の拠点となる集会施設として活用するため

(担当課：管財課)

## 議案第 41 号

### 佐伯市空家等の適切な管理及び活用促進に関する条例の制定について

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、空家等の適切な管理及び活用促進を図るため、市、空家等の所有者等及び市民の責務を明らかにすること等に関し、新たに条例を制定しようとするものである。

この条例の制定に当たっては、平成 24 年 12 月 28 日に制定された「佐伯市空き家等の適正な管理に関する条例」の改正すべき事項が広範囲にわたり、一部改正の方式ではその改正が複雑で分かりにくくなること及び新旧の二つの条例（制度）の継続性を強調する必要があることから、一部改正の方式又は廃止制定の方式ではなく、「全部改正」の方式により新たに制定することとする。

<主な制定（全部改正）の内容>

(1) 条例の題名及び目的規定の改正

市、所有者等及び市民の空家等の適切な管理及び活用促進に係る責務を明らかにするとともに、法に定めるもののほか、空家等に関する対策の実施について必要な事項を定めることとするため、題名及び目的規定について、その定める事項を的確かつ簡潔に表すことができるように改める（題名及び第 1 条関係）。

(2) 定義規定の改正

条例において使用する用語について、法において使用されている用語との整合性を図るため、当該法において使用する用語の例によることとする（第 2 条関係）。

(3) 市の責務の追加

法第 6 条第 1 項において定めることができることとされている「空家等対策計画」について、本市にその作成を義務付けることとし、及び当該計画に基づく空家等に関する対策等の必要な措置についても適切に講じるよう新たに義務付ける（第 3 条関係）。

(4) 空家等の所有者等の責務の追加

改正前の条例においては、所有者等の責務として「空家等を適正に管理すること」が義務付けられていたが、これに加え、次の2点について新たに義務付ける（第4条第1項及び第2項関係）。

- ① 空家等を積極的に活用するよう努めること。
- ② 本市が実施する空家等に関する必要な措置に協力するよう努めること。

(5) 市民の責務の追加

改正前の条例においては、市民の責務として、管理不全な状態（改正後は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている状態）である空家等について、その情報を市長に提供するよう努めることが義務付けられていたが、これに加え、「本市が実施する空家等に関する必要な措置に協力するよう努めること」を新たに義務付ける（第5条第2項関係）。

(6) 調査、助言又は指導、勧告、命令及び公表に係る規定の削除

改正前の条例において規定されていた所有者等に対する「調査、助言又は指導、勧告、命令及び公表」に係る規定について、法において同様の規定が規定されたことから、上記（1）の目的規定の改正（「法に定めるもののほか、空家等に関する対策の実施について必要な事項を定めること」を規定）に伴い、当該調査等に係る規定を削除する（改正前の第6条から第10条まで関係）。

(7) 緊急安全措置に係る手続の簡略化

改正前の条例においては、空家等が人の生命、財産等に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合における市長が講じる措置（緊急安全措置）については、あらかじめ当該空家等の所有者等の同意を得なければならないこととされていた。

この手続について、法の趣旨に鑑み、市長に過失がなく、当該所有者等を確知することができない場合に限り、当該所有者等の同意を得ることなく、緊急安全措置を講じることができることとする（第6条第2項ただし書関係）。

（担当課：地域振興課）

## 議案第42号

### 佐伯市企業立地促進条例の一部改正について

本市における企業の立地を促進するため、平成30年度から、助成金の増額及び交付要件の緩和等、対象企業に対する優遇措置を拡充するほか、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 新規雇用者数の要件の緩和

助成金の交付の対象となる事業所の要件のうち、「5人以上」としている新規雇用者の要件について、「3人（増設又は移設にあっては1人）以上」に緩和する（第3条第4号関係）。

(2) 投資額に対する助成金の増額

原則として、投資額の「100分の5」に相当する額としている「投資額に対する助成金」の額について、投資額の「100分の20」に相当する額に増額する（第5条第1項第3号関係）。

(3) 新規雇用に対する助成金の増額

「新規雇用者の数に20万円を乗じた額」としている新規雇用者に対する助成金の額について、「新規雇用者の数に30万円を乗じた額」に増額する（第5条第1項第4号関係）。

(4) 事業所用地に対する助成金に係る要件の緩和

事業所用地に対する助成金の交付要件のうち、「面積3,000㎡以上」としている面積要件を撤廃することにより、当該助成金の交付要件を緩和する（第5条第1項第5号関係）。

(担当課：商工振興課)

### 議案第43号

#### 佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正について

道路法施行令の一部改正により、指定区間内の国道における道路占用料の額が地価水準等を勘案して改定されたこと等に鑑み、本市が平成30年度以降に徴収する道路占用料の額を改定するほか、占用面積等の端数処理方法を改めようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 道路占用料の額の改定

道路法施行令の一部改正により、指定区間内の国道における道路占用料の額が、平成27年度の固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた額に改定された。

この改正に伴い、大分県においても、九州各県の固定資産税評価額等の水準を踏まえた道路占用料に改定するため、平成30年3月大分県議会定例会において道路占用料徴収条例の改正案を提案する予定としている。

これらの改正等に鑑み、本市における次の表に掲げる占用物件に係る道路占用料について、大分県において改定予定の道路占用料の額と同額に改める（別表関係）。

(単位：円)

| 占 用 物 件                            |                    | 単 位                  | 改正前の<br>占用料の額 | 改正後の<br>占用料の額 |
|------------------------------------|--------------------|----------------------|---------------|---------------|
| 法第32条<br>第1項第<br>1号に掲<br>げる工作<br>物 | 地下に設ける電線その他<br>の線類 | 長さ1メ<br>ートルに<br>つき1年 | 3             | 4             |
|                                    | 広告塔                | 表示面積<br>1平方メ         | 890           | 900           |

|                                                |                                       |                                       |                  |                         |                         |
|------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|------------------|-------------------------|-------------------------|
| (例:電柱、電線等)                                     |                                       |                                       | 一メートルにつき1年       |                         |                         |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件<br>(例:水管、下水道管、ガス管等)          | 外径が0.07メートル未満のもの                      |                                       | 長さ1メートルにつき1年     | 24                      | 25                      |
|                                                | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの             |                                       |                  | 52                      | 53                      |
|                                                | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの              |                                       |                  | 100                     | 110                     |
|                                                | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの              |                                       |                  | 240                     | 250                     |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設<br>(例:地下室、通路、浄化槽等)           | 地下街及び地下室                              | 階数が1のもの                               | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額 |
|                                                |                                       | 階数が2のもの                               |                  | Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額 |
|                                                |                                       | 階数が3以上のもの                             |                  | Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額  |
|                                                | 上空に設ける通路                              |                                       |                  | 440                     | 450                     |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設<br>(例:露店、商品置場等)              | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの <u>以外のもの</u> |                                       | 占有面積1平方メートルにつき1月 | 89                      | 90                      |
| 令第7条第1号に掲げる物件<br>(看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ) | 看板(アーチであるものを除く。)                      | 一時的に設けるもの                             | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 89                      | 90                      |
|                                                |                                       | その他のもの                                | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 890                     | 900                     |
|                                                | 旗ざお                                   | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの <u>以外のもの</u> | 1本につき1月          | 89                      | 90                      |
|                                                | 幕(令第                                  | 祭礼、縁日そ                                | その面積             | 89                      | 90                      |

|                                                                          |                          |                                    |                      |                         |                         |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|
|                                                                          | 7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | の他の催しに際し、一時的に設けるもの<br><u>以外のもの</u> | 1平方メートルにつき1月         |                         |                         |
|                                                                          | アーチ                      | 車道を横断するもの                          | 1基につき1月              | 890                     | 900                     |
|                                                                          |                          | その他のもの                             |                      | 440                     | 450                     |
| 令第7条第3号に掲げる施設<br>(津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設)                          |                          |                                    | 占有面積<br>1平方メートルにつき1年 | Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額 |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料<br>(工事用板囲、足場、詰所等の工事用施設及び土石、竹木、瓦等の工事用材料) |                          |                                    | 占有面積<br>1平方メートルにつき1月 | 89                      | 90                      |
| 令第7条第8号に掲げる施設<br>(例：食事施設、<br>購買施設等)                                      | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの  |                                    | 占有面積<br>1平方メートルにつき1年 | Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額 |
|                                                                          | 上空に設けるもの                 |                                    |                      | Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額  | Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額 |
|                                                                          | その他のもの                   |                                    |                      | Aに <u>0.028</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.034</u> を乗じて得た額 |
| 令第7条第9号に掲げる施設<br>(例：高架の道路の路面下等に設ける事務所、店舗、倉庫等)                            | 建築物                      |                                    |                      | Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額 |
|                                                                          | その他のもの                   |                                    |                      | Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額 |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場<br>(例：特定の道路の上空に設ける事務所、店舗等)                        | 建築物                      |                                    |                      | Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額  | Aに <u>0.024</u> を乗じて得た額 |
|                                                                          | その他のもの                   |                                    |                      | Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額 | Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額 |
| 令第7条第11号                                                                 | トンネルの上又は                 |                                    |                      | Aに <u>0.017</u> を       | Aに <u>0.019</u> を       |

|                                             |                                                 |  |                         |                         |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------|--|-------------------------|-------------------------|
| に掲げる応急仮設建築物<br>(例：特定の区域内に設ける被災者の居住用応急仮設建築物) | 高架の道路の路面下に設けるもの                                 |  | 乗じて得た額                  | 乗じて得た額                  |
|                                             | 上空に設けるもの                                        |  | Aに <b>0.02</b> を乗じて得た額  | Aに <b>0.024</b> を乗じて得た額 |
|                                             | その他のもの                                          |  | Aに <b>0.028</b> を乗じて得た額 | Aに <b>0.034</b> を乗じて得た額 |
| 令第7条第12号に掲げる器具<br>(例：自転車等の車輪止め装置等)          |                                                 |  | Aに <b>0.028</b> を乗じて得た額 | Aに <b>0.034</b> を乗じて得た額 |
| 令第7条第13号に掲げる施設<br>(例：高速自動車国道等に設ける休憩所、給油所等)  | トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの |  | Aに <b>0.017</b> を乗じて得た額 | Aに <b>0.019</b> を乗じて得た額 |
|                                             | 上空に設けるもの                                        |  | Aに <b>0.02</b> を乗じて得た額  | Aに <b>0.024</b> を乗じて得た額 |
|                                             | その他のもの                                          |  | Aに <b>0.028</b> を乗じて得た額 | Aに <b>0.034</b> を乗じて得た額 |

※1 「法」は道路法を、「令」は道路法施行令を表す。

※2 「A」は、近傍類似の土地(令第7条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の固定資産税評価額を表す。

(2) 占用面積等の端数処理方法の改正

現行の占用料の額の算定においては、占用物件の面積、長さ等について、1平方メートル又は1メートル未満の端数を切り上げることとしているが、より精緻に占用料の額を算出する必要があることから、1平方メートルの100分の1又は1メートルの100分の1未満の端数を切り捨てて計算することとする(第4条関係)。

(担当課：用地・管理課)

**議案第44号**

**佐伯市都市公園条例の一部改正について**

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を新たに定めるほか、都市公園法の一部改正に伴う規定を整理し、並びに佐伯市総合運動公園に「屋内運動広場」を設置するとともに、当該施設の利用日、利用時間及び利用料金の上限額を新たに定めようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 公園施設に係る建築面積の基準の追加

これまで、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合については、都市公園法施行令第8条第1項の規定により「100分の50を超えてはならない」としてされていた。

当該施行令の一部改正により、この割合について、「100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならない」としてされた。

この一部改正に伴い、条例で定める当該割合について、当該施行令に規定する割合を参酌した結果、当該施行令に定める基準と同じ割合（100分の50）とする（改正後の第1条の3第2項関係）。

## (2) 有料公園施設の追加

有料公園施設（市が管理する公園施設のうち有料で利用させるもの）に、新たに「屋内運動広場」を追加する（第6条第2項の表関係）。

「屋内運動広場」の概要については、次のとおり。

- ① 位 置：佐伯市大字長谷字藤川 4979 番地ほか
- ② 敷地面積：6,732.74 m<sup>2</sup>
- ③ 建物構造：鉄骨造平家建
- ④ 延床面積：3,075.97 m<sup>2</sup>（うちアリーナ部分 2,500.00 m<sup>2</sup>、人工芝部分 2,171.56 m<sup>2</sup>）
- ⑤ 屋内施設：アリーナ（人工芝）、ボルダリングルーム、ミーティングルーム、更衣室、トイレ
- ⑥ 屋外施設：駐車場 43 台（うち 1 台分は、身体障がい者仕様）
- ⑦ 利 用 日：1 月 4 日から 12 月 28 日まで
- ⑧ 利用時間：午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
- ⑨ 利用料金：議案書の 44 ページ及び 45 ページに記載のとおり（利用料金の上限額）

なお、屋内運動広場の供用開始年月日については、当該広場の排水の放流場所に関し、地元地区、関係機関等と協議中であり、また、当該協議が整った後の排水管路に係る工事の完成に 4 か月程度要する見込みであることから、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

（担当課：（1）については都市計画課、

（2）については体育保健課）

## 議案第 45 号

### 佐伯市市営住宅条例の一部改正について

公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における家賃の算定方法を定めるほか、規定の整理をしようとするものである。

公営住宅法が改正され、市営住宅の家賃の決定に係る収入の申告について、認知症で



ある者、知的障害者、精神障害者その他これらの者に準ずる者であつて、その収入の申告及び収入状況の報告が困難な事情にあると市長が認めるものについては、その収入の申告の義務を免除し、同法に基づく調査により把握した収入に応じて家賃を決定できることとなった。

この改正に伴い、これらの者の収入の申告義務について市長が免除できる場合の規定（第 15 条第 1 項ただし書）を追加するほか、この規定の追加に伴う条文の整理を行う。

（担当課：建築住宅課）

## 議案第 46 号

### 佐伯市生活排水処理施設条例等の一部改正について

浄化槽、排水処理施設、公共下水道及び特定環境保全公共下水道の使用料に係る督促手数料を徴収しないことができることとしようとするものである。

上記施設等のうち、公共下水道に係る使用料については、旧佐伯市において、公営企業の経営の効率化、経費の削減等の観点から、平成 11 年度以降、水道料金と合わせて徴収を行っており、その合わせて徴収を開始した当時から督促手数料の徴収を取り止めた経緯がある。

平成 17 年の市町村合併以降、この手続を全ての下水道使用料に係る督促手数料についても引き継ぎ、現在に至っているところである。しかし、各下水道関係施設の条例は、督促手数料の徴収に関する規定が改正されていないままの状態となっており、現在に至っている。

今般、当該督促手数料の徴収の根拠となっているこれらの下水道関係施設の各条例において、それぞれ「督促手数料の全部又は一部を徴収しないことができる」旨の例外規定を設け、現行の手続との整合性を図る。

（担当課：営業課）

## 議案第 47 号

### 財産の無償貸付けについて（旧灘小学校本校舎及び給食受入施設）

地域農業生産技術の集積及び高度化、地域居住人口の拡大等を通じて地域経済の活性化を図るため、平成 26 年 1 月 1 日から旧灘小学校本校舎及び給食受入施設を「アローファーム大分株式会社」に無償貸付けしているが、その貸付期間が平成 30 年 6 月 30 日で満了することに伴い、引き続き当該本校舎等を同社に無償貸付けすることについて議会の議決を求めようとするものである。

#### （1） 無償貸付けする財産（建物）

| 名称       | 所在          | 構造                | 床面積                    |
|----------|-------------|-------------------|------------------------|
| 旧灘小学校本校舎 | 佐伯市 9731 番地 | 鉄筋コンクリート造<br>3 階建 | 1,367.8 m <sup>2</sup> |

|                 |             |       |                   |
|-----------------|-------------|-------|-------------------|
| 旧灘小学校給食受<br>入施設 | 佐伯市 9731 番地 | 木造平家建 | 15 m <sup>2</sup> |
|-----------------|-------------|-------|-------------------|

- (2) 貸付けの相手方  
佐伯市 9731 番地  
アローファーム大分株式会社 代表取締役 佐藤英二
- (3) 貸付期間  
平成 30 年 7 月 1 日から平成 35 年 6 月 30 日まで (5 年間)  
(担当課：商工振興課)

### 議案第 48 号

#### 佐伯市保育所条例の一部改正について

本匠保育所及び直川保育所が認定こども園の認定を受けたことに伴い、平成 30 年度からこれらの施設の名称について、「本匠保育所」を「ほんじょうこども園」に、「直川保育所」を「なおかわこども園」にそれぞれ改めようとするものである。

(担当課：こども福祉課)

### 議案第 49 号

#### 佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本市の学校医、学校歯科医、幼稚園医、幼稚園歯科医、幼稚園薬剤師、保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医に支給する報酬の額について、県内の他市との均衡を図るため、平成 30 年度から、次の表のとおりその一部について増額する(別表第 1 関係)。

(単位：円)

| 職 名              | 改正前の報酬の額                                   | 改正後の報酬の額                                   |
|------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 学校医及び学校歯科医       | 年額 77,000円<br>児童又は生徒 1 人当たり <u>110円</u>    | 年額 77,000円<br>児童又は生徒 1 人当たり <u>120円</u>    |
| 幼稚園医及び幼稚園歯科医     | 年額 <u>54,000円</u><br>園児 1 人当たり <u>110円</u> | 年額 <u>58,000円</u><br>園児 1 人当たり <u>120円</u> |
| 幼稚園薬剤師           | 年額 <u>16,000円</u>                          | 年額 <u>25,000円</u>                          |
| 保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医 | 年額 77,000円<br>園児 1 人当たり <u>110円</u>        | 年額 77,000円<br>園児 1 人当たり <u>120円</u>        |

(担当課：保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医についてはこども福祉課、その他については学校教育課)

## 議案第 50 号

### 佐伯市介護保険条例の一部改正について

本市が行う市町村特別給付を新たに定めるほか、平成 30 年度から平成 32 年度までにおける保険料率について、現行の保険料率と同率とするとともに、保険料の減免の要件を追加し、及び介護保険法の一部改正に伴う規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 本市における特別給付の創設

介護保険法第 62 条に規定する市町村特別給付として、居宅要介護被保険者が「おむつ」を購入したときに、当該購入額の 100 分の 90 に相当する額（各年度につき 36,000 円を限度とする。）を支給することとする（第 2 条の 2 追加関係）。

(2) 現行の保険料率の期間の延長

現行の介護保険の保険料率について、平成 30 年度から平成 32 年度までの間における保険料率についても同率とする（第 3 条関係）。

(3) 保険料の減免の要件の追加

市長が、保険料を減免できる場合の要件について、「特別な事情があると市長が認める場合」を追加する（第 10 条第 1 項第 5 号追加関係）。

(担当課：高齢者福祉課)

## 議案第 51 号

### 佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について

本市の生活支援ハウスの利用者の年齢基準を改めるほか、規定の整理をしようとするものである。

生活支援ハウスを利用できる者の要件については、「原則として本市に在住する 60 歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活するのに不安のあるもの」と規定している。

この要件のうち、「60 歳以上」と規定している利用に係る年齢基準について、65 歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯等が増加していることから、第 8 期老人福祉計画の策定に当たって諮問した佐伯市介護保険事業計画等策定委員会の答申を踏まえ、平成 30 年度からその基準を「65 歳以上」に改める。

(担当課：高齢者福祉課)

## 議案第 52 号

### 佐伯市高齢者生活福祉センター条例の一部改正について

本市の高齢者生活福祉センターの居住部門事業の利用者の年齢基準を改めようとするものである。

高齢者生活福祉センターの居住部門事業を利用できる者の要件については、「市内に住所を有するおおむね 60 歳以上の一人暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるもの」と規定している。

この要件のうち、「おおむね 60 歳以上」と規定している利用に係る年齢基準について、議案第 51 号（佐伯市生活支援ハウス条例の一部改正について）の改正理由と同様の理由により、平成 30 年度からその基準を「65 歳以上」に改める。

（担当課：高齢者福祉課）

## 議案第 53 号

### 佐伯市敬老祝金条例の一部改正について

本市の敬老祝金の受給資格者の年齢基準を改めようとするものである。

敬老祝金については、現在、「88 歳及び 100 歳の誕生日現在において、本市内に引き続き 1 年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者」に支給している。

このうち、88 歳の者に支給している敬老祝金（年額 10,000 円）について、本市の市民の平均寿命の伸長に鑑み、第 8 期老人福祉計画の策定に当たって諮問した佐伯市介護保険事業計画等策定委員会の答申を踏まえ、平成 31 年度から支給しないこととする。

（担当課：高齢者福祉課）

## 議案第 54 号

### 佐伯市老人デイサービスセンター条例の一部改正について

佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンターを廃止しようとするものである。

佐伯市上浦蒲戸デイサービスセンターについては、利用者の減少に伴い、平成 29 年度から休止した上で、その利用者を佐伯市上浦浅海井デイサービスセンターにおいて受け入れている状況にある。

今後も上浦蒲戸デイサービスセンターの利用者の増加が見込めないことから、今年度末（平成 30 年 3 月 31 日）をもって当該センターを廃止する。

（担当課：高齢者福祉課）

## 議案第 55 号

### 佐伯市地域支援事業利用料条例の一部改正について

本市が行う地域支援事業について、安否確認事業を廃止することに伴い、当該事業に係る利用料の規定を廃止しようとするものである。

安否確認事業については、平成 27 年度に地域支援事業の中の一つの事業として制度化したが、別に訪問型サービスを利用することにより、当該事業の利用についての必要性が乏しくなっていることから、その利用実績がない状況にある。

第 7 期介護保険事業計画の策定に当たって諮問した佐伯市介護保険事業計画等策定

委員会の答申を踏まえ、平成 30 年度から当該事業を廃止することに伴い、その利用料に係る規定も廃止する。

(担当課：高齢者福祉課)

## 議案第 56 号

### 佐伯市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

本概要書の 6 ページの「議案第 32 号・佐伯市手数料条例の一部改正について」の「主な改正の内容」の (3) に記載のとおり、平成 30 年度から、指定居宅介護支援事業者の指定権限が大分県から移譲されることとなった

この権限の移譲に伴い、指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件に関する基準等について、厚生労働省令で定める基準に従い、又は当該基準を参酌し、及び権限が移譲される前の大分県の関係条例との継続性を考慮し、次のとおり定める。

<主な制定の内容>

- (1) 申請者の要件  
申請者は、「法人」とする（第 1 章第 3 条関係）。
- (2) 人員に関する基準  
事業所ごとの従業員の員数及び事業所に置く管理者の基準について定める（第 2 章関係）。
- (3) 運営に関する基準  
利用申込者等に対する手続等の説明、要介護認定の申請に係る援助、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、運営規程の作成等の基準について定める（第 3 章関係）。

(担当課：高齢者福祉課)

## 議案第 57 号

### 佐伯市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、医療機関との連携に関する基準等を改めようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 事業の運営に当たっての関係機関との連携の強化  
指定介護予防支援事業者が、事業の運営を行うに当たって連携に努めるべき

者に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を追加する（第 4 条第 4 号関係）。

(2) 医療機関との連携の強化

指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、利用者について、病院等に入院する必要があるときは、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるよう求めなければならないこととする（第 7 条第 3 項追加関係）。

(3) 指定介護予防支援に係る担当職員の具体的取扱方針の追加

① 担当職員が、利用者の服薬状況、口腔機能等の心身又は生活の状況に係る情報について、必要に応じて、利用者の同意を得た上で、主治医等に提供するものとする（第 34 条第 14 号の 2 追加関係）。

② 第 34 条第 21 号の規定により、主治医等の意見を求めたときであって、担当職員が介護予防サービス計画を作成したときは、当該介護予防サービス計画を主治医等に交付しなければならないこととする（第 34 条第 21 号の 2 追加関係）。

(担当課：高齢者福祉課)

## 議案第 58 号

### 佐伯市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、新たに創設された「共生型地域密着型サービス」に関する基準等を定めるほか、規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る基準の見直し

① オペレーターに係る兼務要件の緩和（第 7 条第 5 項関係）。

② 介護・医療連携推進会議の開催頻度を年 4 回から年 2 回とする（第 40 条第 1 項関係）。

③ 施設外の地域の利用者に対してもサービス提供を行わなければならないことを明確化する（第 40 条第 4 項関係）。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護に係る基準の見直し

オペレーターに係る訪問介護のサービス提供責任者に必要な経験について、「3 年以上」から「1 年以上」に緩和する（第 7 条第 2 項及び第 49 条第 2 項関係）。

(3) 共生型地域密着型通所介護に係る基準の創設

障がい福祉制度における生活介護、自立訓練等の指定を受けた事業所であれ

ば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられることとする（第 61 条の 20 の 2 追加関係）。

- (4) 指定療養通所介護に係る定員の見直し  
指定療養通所介護に係る利用定員について、「9 人以下」から「18 人以下」に見直す（第 61 条の 25 関係）。
  - (5) 共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員の見直し  
共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員について、「1 施設当たり 3 人以下」から「1 ユニット当たりユニットの入居者と合わせて 12 人以下」に見直す（第 67 条第 1 項関係）。
  - (6) 看護小規模多機能型居宅介護に係る基準の見直し  
サテライト型事業所の創設の基準を創設する（第 194 条関係）。
  - (7) 指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る基準の見直し  
身体的拘束等の適正化に関する運営基準を新たに定める（119 条第 7 項、140 条第 6 項、160 条第 6 項追加関係）。
  - (8) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る基準の追加  
入所者の医療ニーズに対応するため、施設に対して、あらかじめ医師との連携方法等の対応方針を定めることを義務付ける（第 168 条の 2 追加関係）。
  - (9) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る基準の特例の創設
    - ① 療養病床等から指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例を設ける（附則第 12 条の 2 追加関係）。
    - ② 生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認める（附則第 12 条の 2 追加関係）。
    - ③ 浴室、便所及び食堂の兼用を認める（附則第 12 条の 3 追加関係）。
- （担当課：高齢者福祉課）

## 議案第 59 号

### 佐伯市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、医療機関との連携に関する基準等を改めようとするものである。

<主な改正の内容>

- (1) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直し  
共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数について、「1 施設当たり 3 人以下」から「1 ユニット当たりユニットの入

居者と合わせて 12 人以下」に見直す（第 10 条第 1 項関係）。

(2) 身体的拘束等の適正化のための措置の基準の追加

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする（第 80 条第 3 項追加関係）。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者等に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護従業者等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(担当課：高齢者福祉課)

## 議案第 60 号

### 佐伯市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法の一部改正により、大分県及び県内市町村が国民健康保険の保険者となることに伴い、葬祭費の支給基準を統一するため、葬祭費の額を改めようとするものである。

現在、被保険者が死亡した際に、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として 3 万円を支給している。

当該葬祭費について、平成 30 年度に開始する国民健康保険の広域化に伴い、大分県内の各市町村間においてその支給額を統一する必要があることから、同年度から当該支給額を 2 万円に引き下げる（第 4 条第 1 項関係）。

(担当課：保険年金課)

## 議案第 61 号

### 佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法の一部改正等に伴い、国民健康保険税の納税義務者に対して課する課税額の算定基礎額に係る規定を改めるほか、規定を整理しようとするものである。

国民健康保険法の一部改正により、大分県及び県内市町村が国民健康保険の保険者となることに伴い、地方税法の一部が改正され、当該算定基礎額の定義が改められた。

これに伴い、条例において規定する算定基礎額（基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額）に係る規定を改める。

<主な改正の内容>

(1) 基礎課税額の定義の改正

基礎課税額の定義について、「国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に充てるための



課税額」とする（改正後の第2条第1号関係）。

(2) 後期高齢者支援金等課税額の定義の改正

後期高齢者支援金等課税額の定義について、「国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額」とする（改正後の第2条第2号関係）。

(3) 介護納付金課税額の定義の改正

介護納付金課税額の定義について、「国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額」とする（改正後の第2条第3号関係）。

(担当課：保険年金課)

## 議案第 62 号

### 佐伯市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正による被保険者の住所地特例の見直しに伴い、本市が保険料を徴収すべき被保険者を追加しようとするものである。

後期高齢者医療及び国民健康保険における被保険者の適用については、その住所地で行うことを原則としている。

しかし、施設等に入所し、住所が移った者について、その施設所在地で適用を受けることとした場合、施設所在地の自治体が保険者となり、その財政負担が過大となる場合がある。

これを防ぐため、一定の施設等への入所により他の広域連合から転入した者については、前住所地の広域連合が保険者となる特例（住所地特例）を設けている。

しかしながら、この住所地特例は、同一制度内の保険者間異動（後期⇄後期、国保⇄国保）には適用されるが、被保険者の75歳到達等により国民健康保険から後期高齢者医療に加入する場合は、適用されないこととなっている。

この課題を解消するため、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平成30年度から、住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が75歳に年齢到達し、又は政令で定める程度の障がいの状態にある旨の認定を受けたことにより後期高齢者医療に加入した場合には、住所地特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる見直しがされた。

この改正に伴い、本市が保険料を徴収すべき被保険者に当該住所地特例を引き継ぐ者を追加する（第3条第5号追加等関係）。

(担当課：保険年金課)

## 議案第 63 号

### さいき創生人材育成基金条例の制定について

さいき創生につながる人材の育成を図るため、基金を設置することに関し、新たに条

例を制定しようとするものである。

平成 29 年 8 月 28 日に、「次代を担う子どもたち等の佐伯創生につながる人材の育成」にと、本市に対し、現金 5 億円の寄附があった。

この寄附金について、寄附者の意向に沿った活用ができるようにするため基金を設置し、その適正な管理及び運用を図る。

(担当課：教育総務課)

## 議案第 64 号

### 佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

本概要書の 19 ページの「議案第 48 号・佐伯市保育所条例の一部改正について」に記載のとおり、本匠保育所及び直川保育所が認定こども園の認定を受けたことに伴い、平成 30 年度から本匠幼稚園及び直川幼稚園を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものである。

「佐伯市立幼稚園の設置に関する条例」において幼稚園の名称及び位置を規定している別表のうち、本匠幼稚園及び直川幼稚園に係る部分を削除する。あわせて、「佐伯市学校給食センター条例」において給食センターの名称、位置及び対象校を規定している別表についても同様の改正を行う。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

(担当課：教育総務課)

## 議案第 65 号

### 佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について

本市の市立幼稚園の授業料の納付期限について、市立保育所及び市立認定こども園の保育料の納付期限との統一化を図るため、当該授業料の納付期限を変更しようとするものである。

市立幼稚園の授業料の当月分の納付期限については、当該月の 10 日と規定している。

一方、市立保育所及び市立認定こども園の保育料の当月分の保育料の納付期限については、当該月の翌月の 10 日としている。

これらの施設の利用者の利便性の向上を図るため、当該授業料及び当該保育料の納付期限を統一することとし、当該授業料の当月分の納付期限を当該月の翌月の 10 日に改める。

(担当課：学校教育課)

## 議案第 66 号

### 佐伯市監査委員の選任について（候補者丸山京一郎）

地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、監査委員は普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、これを選任することとされている。

佐伯市監査委員（識見を有する者）のうち、山口直宏（やまぐち なおひろ）委員の任期が平成 30 年 3 月 31 日で満了するため、後任委員として丸山京一郎（まるやま きょういちろう）氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものである。

（担当課：総務課）

## 議案第 67 号

### 佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者平井國政）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 4 条第 2 項の規定により、「教育委員会の委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」こととされている。

本市の教育委員会の委員のうち、河野利道（かわの としみち）委員の任期が平成 30 年 5 月 20 日で満了するため、後任委員として平井國政（ひらい くにまさ）氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものである。

（担当課：総務課）

## 諮 問

### 諮問第 1 号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について（候補者坪根邦子）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち坪根邦子（つぼね くにこ）委員の任期が平成 30 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

### 諮問第 2 号

#### 人権擁護委員候補者の推薦について（候補者山野内真人）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち戸山仁生（とやま まさお）委員の任期が平成 30 年 6 月 30 日で満了するため、新たに山野内真人（やまのうち まさと）氏を推薦しようとするものである。

### **諮問第 3 号**

#### **人権擁護委員候補者の推薦について（候補者尾崎進）**

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち尾崎進（おざき すすむ）委員の任期が平成 30 年 3 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

### **諮問第 4 号**

#### **人権擁護委員候補者の推薦について（候補者矢野静司）**

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち矢野静司（やの せいじ）委員の任期が平成 30 年 3 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

### **諮問第 5 号**

#### **人権擁護委員候補者の推薦について（候補者安倍都美）**

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち安倍都美（あべ とみ）委員の任期が平成 30 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

### **諮問第 6 号**

#### **人権擁護委員候補者の推薦について（候補者清家隆仁）**

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち谷口ふく子（たにぐち ふくこ）委員の任期が平成 30 年 3 月 31 日で満了するため、新たに清家隆仁（せいけ たかひと）氏を推薦しようとするものである。

### **諮問第 7 号**

#### **人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高橋千枝子）**

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち高橋千枝子（たかはし ちえこ）委員の任期が平成 30 年 6 月 30 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

## 専決処分の報告

### 報告第1号

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成30年1月12日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市弥生大字井崎83番地2付近の県道佐伯弥生線で発生した交通事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市弥生大字大坂本1118番地7 泥谷慶貴

事件の概要：平成29年2月9日午前6時20分頃、佐伯市弥生大字井崎83番地2付近の県道佐伯弥生線において、当該県道敷に設置している地下式消火栓の蓋付枠が外れたことによりできた穴を相手方が所有する自動車が走行したため、当該自動車の底部及び左側車輪部を破損し、その衝撃により相手方が腰椎を捻挫した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：232,400円（保険適用範囲内）

|         |       |          |
|---------|-------|----------|
| 上記金額の内訳 | 時価全損金 | 182,400円 |
|         | 傷害慰謝料 | 50,000円  |

（担当課：消防総務課）

### 報告第2号

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

報告第1号と同様の報告である。

平成29年12月20日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市宇目大字南田原2513番地3の佐伯市うめキャンプ村で発生した人身事故に係る損害賠償事件

相 手 方：宮崎県宮崎市月見ヶ丘5丁目13番15号 馬場慶士朗

事件の概要：平成28年3月22日午前11時30分頃、佐伯市宇目大字南田原2513番地3の佐伯市うめキャンプ村において、当該施設に設置していた木製のテーブルが腐食し、くぎが突き出ていたため、相手方が当該テーブルを使用した際に左頬部を負傷した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：177,950円（保険適用範囲内）

|         |     |         |
|---------|-----|---------|
| 上記金額の内訳 | 治療費 | 4,675円  |
|         | 看護料 | 14,350円 |

通院費 1,365 円  
文書料 2,160 円  
傷害慰謝料 155,400 円

(担当課：観光課)

### 報告第3号

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

報告第1号と同様の報告である。

平成30年1月18日付けで専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市城下西町3番2号で発生した物損事故に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市城下西町3番2号 服部純一郎

事件の概要：平成29年11月8日午後2時頃、佐伯市城下西町3番2号付近の城山歴史公園において、佐伯市嘱託職員が草刈作業中に刈払機で小石をはね、相手方が所有する家屋の窓ガラスを破損した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：7,560 円（保険適用範囲内）

（家屋修理費：7,560 円）

(担当課：都市計画課)

## 報告事項

### 第1号報告

#### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

市長の専決処分事項に関する条例本則第1号及び第2号の事項（1件200万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：平成29年12月20日
- (2) 事故の場所：佐伯市大字霞ヶ浦325番3付近の国道217号
- (3) 相 手 方：津久見市大字四浦6335番地 成松 徹
- (4) 事故の概要：平成29年6月16日午後3時20分頃、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、前方を走行中の相手方が所有する軽自動車は横断歩道を横断中の歩行者に気付いて急停止したため、当該市有自動車を停止しようとしたが間に合わず追突

し、その衝撃により相手方が頸部及び腰部を負傷した。

(5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) 賠償金額：1,229,088 円（保険適用範囲内）

|         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| 上記金額の内訳 | 治療費   | 552,348 円 |
|         | 慰謝料   | 600,600 円 |
|         | 通院交通費 | 75,600 円  |
|         | 文書料   | 540 円     |

（担当課：上浦振興局）

## 第 2 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第 1 号報告と同様の報告である。

(1) 専決処分日：平成 30 年 1 月 24 日

(2) 事故の場所：佐伯市鶴見大字沖松浦の県道梶寄浦佐伯線の新有明トンネル内

(3) 相手方：大分市山津町 1 丁目 9 番 27 号 織田有美

(4) 事故の概要：平成 29 年 11 月 9 日午後 2 時頃、佐伯市鶴見大字沖松浦の県道梶寄浦佐伯線の新有明トンネル内において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転していたところ、対向車道を走行してきた相手方が所有する自動車と接触し、当該自動車の右側のドアガラス、ミラー等及び当該市有自動車の右側のフロントドアガラス、ミラー等を破損した。

(5) 和解内容：佐伯市及び相手方が相互に損害賠償金を支払う。

※ 佐伯市の過失割合は 50%

(6) 賠償金額：① 佐伯市が相手方に支払う金額 142,000 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 128,500 円

レッカー代 13,500 円

② 相手方が佐伯市に支払う金額 40,041 円（車両修理費）

（担当課：営業課）

## 第 3 号報告

### 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第 1 号報告と同様の報告である。

(1) 専決処分日：平成 30 年 2 月 2 日

(2) 事故の場所：佐伯市常盤南町 12411 番地 9 の常盤倉庫敷地内

(3) 相手方：佐伯市鶴岡町 3 丁目 9 番 7 号 シードルハウス 2 B

小笹洋平

(4) 事故の概要：平成 29 年 12 月 25 日午後 1 時 20 分頃、佐伯市常盤南町 12411 番地 9 の常盤倉庫敷地内において、佐伯市嘱託職員が職務上、市有自動車で後進していた際、後方確認が不十分であったため、後方で駐車中の相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の後部バンパー等を損傷した。

(5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(6) 賠償金額：169,388 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 159,668 円

代車費用 9,720 円

(担当課：建設課)